

ご契約の際にご注意いただきたいこと

満期返戻金をお支払いできない場合

- 1回の事故で保険金額の全額をお支払いした場合はご契約は終了となりますので、満期返戻金のお支払いはできません。

法人のお客様へ

- 法人のお客様は、自己の資金でご契約いただくことが前提となります。借入れによるお引き受けはできませんので、あらかじめご了承ください。

その他ご注意いただきたいこと

(1)家財の損害について

建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。建物とは別に家財の保険金額をお決めになり、建物とあわせて家財もご契約ください。また、家財をご契約の場合に、次のもの（「明記物件」といいます。）は申込み時に明記されていない場合保険の対象に含まれません。

- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

(2)公的融資を受けている場合について

独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資を受けている建物は、お引き受けできません。ただし、家財のお引き受けはできます。

(3)クーリングオフについて

ご契約のお申込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回（クーリングオフ）を行うことができる場合がありますので、お問い合わせください。

(4)損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、満期返戻金、解約返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。なお、地震保険契約はすべてのご契約が補償対象となります。（詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。）

- (5)当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとみなされます。

- (6)保険料のお支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。ただし、保険料を直接当社へお振り込みいただいた場合等は、保険料領収証の発行は省略させていただきます。また、ご契約の日から1ヵ月経過しても保険証券が届かない場合には、当社までお問い合わせください。

- (7)ご契約者と被保険者が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

- (8)被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

ご契約後にご確認いただきたいこと

1.ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）

ご契約内容に以下の変更が生じる場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・建物等の売却・譲渡等により名義変更する場合（譲渡する場合で、保険契約の権利・義務を移転させるときは、事前にご連絡ください。）
- ・建物の構造または用法を変更する場合
- ・引越し等により家財等を他の場所に移転される場合（家財を保険の対象とする場合）

など

2.保険料のお立替について

保険料のお払込みがない場合、一定の範囲内で保険料相当分の貸付を行い、その貸付金を未払込保険料に充当します。

原則として、本制度は自動的に適用され利息が別途加算されます。

満期時に貸付金の残高がある場合は、満期返戻金から貸付金と所定の利息を差し引きします。

3.住所・通知先の変更について

ご契約後、転居・町名変更等により、保険証券記載の住所または連絡先が変更された場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、満期返戻金等をお支払いできないことがあります。

万が一事故にあわれたら！

- 事故にあわれたら、遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。取扱代理店または当社への連絡が遅れた場合には、連絡が遅れたことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うことがありますのでご注意ください。

このパンフレットは、あんしんニューダブル（満期戻総合保険）の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず『重要事項説明書』『ご契約のしおり・普通保険約款および特約集』等をお読みください。

お問い合わせ先

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル TEL 03-5216-6111（代表）

www.secom-sonpo.co.jp

あんしん

NEW^{ニュー}ダブル

満期戻総合保険

■積立型の火災保険（満期返戻金付き）

満期の「たのしみ」と
充実の「あんしん」をお届けします。

い
ま
の
し
ん

セコム損害保険株式会社

たのしみもあんしんも。

セコム損保のあんしんニューダブルは、1つでダブルのうれしい保険

たのしみな満期返戻金

詳しくは、P.2をご覧ください。

- 満期返戻金プラス配当金をお支払いします。**
ご契約が満期になりましたら、ご契約プランに応じた満期返戻金をお支払いします。
なお、資産運用の結果剰余金が生じた場合、満期返戻金にプラスして契約者配当金をお支払いします。
- ご要望に沿った契約プランをご選択いただけます。**
満期返戻金支払割合は5タイプ、保険期間は3タイプ、保険料支払方法は2タイプからお選びいただけます。
満期時に戻ってくる金額がわかっているから、将来必要となる家の修理やリフォーム費用を計画的に準備できます。
- 保険金をお支払いした場合も、満期返戻金は減額することなくお支払いします。**
ただし、一回の事故で保険金額の全額をお支払いしたときはご契約は終了となりますので、満期返戻金のお支払いはできません。
- 50万円までは非課税となります。***
満期返戻金および契約者配当金の合計額とお支払い保険料との差額は、一時所得扱いとなり、他の一時所得と合算して50万円までは非課税となります。50万円を超える場合は、超えた額の1/2が課税対象額となります。
*ご契約者が、個人の場合。

あんしんの充実補償

詳しくは、P.3-4をご覧ください。

- 万が一に備え、充実した補償をご用意しました。**
火災、落雷、破裂・爆発、風水災、盗難等の事故時の補償に加え、家財に生じた不測かつ突発的な事故による損害の補償等、充実した補償が得られます。
- 損害額をそっくりお支払いします。**
保険金額が再調達価額(新価)の60%以上(注)であれば、保険金額を限度として再調達価額(新価)による損害額の全額をお支払いします。
(注) 保険の対象である建物が耐火造建物の場合は、30%以上となります。
- 保険金は何回でもお支払いします。**
一回の事故でお支払いする保険金が保険金額(ご契約の次年度以降は、自動増額後の保険金額)の全額に達しない限り、何度でも保険金をお支払いします。
- 保険金額が自動増額します。**
保険金額は、契約時の保険金額の5%相当額が次年度以降から満期まで、毎年自動的に増額します。保険金額が増額しても、お支払いいただく保険料は変わりません。
(例) 保険期間10年 保険金額1,000万円の場合
2年目から保険金額は、毎年5%ずつ増額
1,000万円 1,050万円 1,200万円 1,250万円 1,450万円
ご契約時の補償額 補償額 補償額 補償額 補償額
1年目 2年目 5年目 6年目 10年目
※地震保険をご契約された場合、事前に地震保険保険金額の増額停止の申し入れをいただかないと、地震保険が満期を迎えるごとに地震保険料の変更が生じます。

たのしみな満期返戻金

うれしい満期返戻金があるから、たのしみ

【ご契約例】

建物構造・用法:鉄筋コンクリート造マンション

満期返戻金支払割合

保険期間

支払方法

30%タイプ

6年タイプ

一時払タイプ

建物の場合



保険金額
1,500万円

一時払保険料
4,471,050円

6年後

満期返戻金
4,500,000円

家財の場合



保険金額
800万円

一時払保険料
2,413,200円

6年後

満期返戻金
2,400,000円

【ご契約例】 満期返戻金支払割合 30%タイプ 保険期間 6年タイプ 支払方法 一時払タイプ

建物構造	用法	対象	保険金額	一時払保険料	満期返戻金
耐火造	専用住宅	建物	2,000万円	5,961,400円	6,000,000円
		建物	1,000万円	2,980,700円	3,000,000円
	共同住宅	家財	1,000万円	3,016,500円	3,000,000円
		家財	500万円	1,508,250円	1,500,000円
非耐火造	専用住宅	建物	2,000万円	6,100,600円	6,000,000円
		建物	1,000万円	3,050,300円	3,000,000円
	共同住宅	家財	1,000万円	3,082,800円	3,000,000円
		家財	500万円	1,541,400円	1,500,000円

●左記一時払保険料には、地震保険に対する保険料が含まれておりません。地震保険をあわせてご契約いただく場合は、別途地震保険料が必要となりますので、お問い合わせください。
なお、地震保険に関する詳細はP.3~4をご覧ください。

お客様のご要望に合わせて下記タイプを組み合わせたプランをお選びいただけます。

満期返戻金支払割合

7%から30%まで、5つのタイプから満期返戻金支払割合を選べます。

7%タイプ 11%タイプ
15%タイプ 20%タイプ
30%タイプ

保険期間

お客様の資金計画に合わせて、保険期間は5年・6年・10年の3つのタイプから選べます。

5年タイプ 6年タイプ
10年タイプ

支払方法

保険料の支払方法は一時払・年払の2つのタイプから選べます。

一時払タイプ 年払タイプ

※満期返戻金支払割合は、保険金額に対する割合です。

あんしんの
充実補償











万が一の災害にも、思わぬ出費にも、充実した補償で「あんしん」。

あんしんニューダブルでは、住宅だけでなく専用事務所等のお引き受けも可能です。建物をはじめ、家財、什器・備品および設備・装置等を保険の対象としてご契約いただけるので、あんしんです。

契約者貸付サービスをご用意しています。急に資金が必要になった場合、ご契約を解約されることなくお借り入れいただける契約者貸付をご利用いただけます。一回の貸付金額は50,000円以上で、当社の定める範囲の額とさせていただきます。

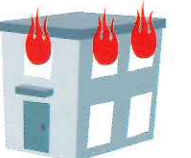
〈ご利用いただけない場合〉
 ・保険期間の初日から1年未満（一時払は、この限りではありません。）の場合
 ・満期日まで6ヵ月未満の場合
 ・質権が設定されている場合 など

補償内容一覧

<p>1 火災</p> 	<p>2 落雷</p> 	<p>3 破裂・爆発</p> 	<p>4 風災・雹災・雪災</p>  <p>1敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。</p>	<p>5 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等</p> 	<p>6 水濡れ</p>  <p>給排水設備や他人の戸室で生じた事故によるもの</p>	<p>7 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為</p> 	<p>8 家財の破損・汚損等</p>  <p>保険の対象である家財に生じた、不測かつ突発的な事故による損害</p> <p>1個・1組ごとにお客様の負担が3万円生じ、かつ10万円が補償の限度となります。</p>	<p>9 盗難</p>  <p>1個・1組が30万円超の貴金属等や現金・預貯金証書等の場合は限度額があります。</p>	<p>10 持ち出し家財の損害</p>  <p>①～⑦、⑨（現金・預貯金証書を除きます）の損害に限ります。</p> <p>家財を保険の対象にご契約いただいた場合に、限ります。</p>
--	--	---	---	--	---	--	--	---	---

11 別居者家財の損害

①～⑦、⑨（現金・預貯金証書を除きます）の損害に限ります。



12 水災

台風、暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害



各種費用もしっかりカバーします。

被災時の思わぬ出費に備え、上記損害保険金に加え右記の費用保険金をお支払いします。

各保険金のお支払い条件は、5ページ「お支払いする保険金および費用保険金」をご覧ください。

臨時費用

事故には思わぬ出費がつきものです。上記①～⑦の事故により損害が発生した場合に、損害保険金の30%（1事故1敷地内につき、専用住宅建物および専用住宅建物に収容される家財は100万円が限度、それ以外の建物および動産は500万円が限度）をお支払いします。



残存物取片づけ費用

上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合に、清掃費用等、残存物を取片づけるのにかかった費用をお支払いします。



失火見舞費用

ご契約物件から発生した上記①・②の事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合にお支払いします。（ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。）



地震火災費用

地震、噴火、津波による火災によって、保険の対象が一定の損害を被った場合にお支払いします。



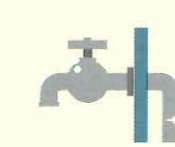
特別費用

上記①～⑦の事故により、保険の対象が全損（全焼・全壊）となった場合にお支払いします。



修理付帯費用

上記①～③の事故により受けた損害の復旧にあたり、支出した費用をお支払いします。※居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。



水道管修理費用

水道管の凍結により、水道管に生じた損害に対する修理費用をお支払いします。



損害防止費用

上記①～③の事故の際、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。（例：消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用）



損害賠償請求権の保全・行使に要する費用
 当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合に、お支払いします。

地震の多い日本だからこそ備えは万全に。地震保険をおすすめします。



地震保険に加入していれば、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

（あんしんニューダブルのご契約のみでは、上記の損害は補償されません。）

*大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができないことがありますのでご注意ください。

*地震保険の保険期間は、5年が限度となります。5年後もご継続を希望される場合は、再度保険料をお支払いいただく必要があります。

●ご契約できるもの
 居住用の建物および家財です。
 ※ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等は除きます。

●保険金額の決め方
 あんしんニューダブルにおける建物・家財ごとに保険金額の30%*～50%に相当する額の範囲内で設定します。
 ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

*あんしんニューダブルの保険金額は毎年自動増額されるため、30%で設定できない場合もあります。

●支払われる保険金 損害の程度に応じて5%～100%の保険金をお支払いします。

損害の程度	損害割合	
	建物の主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	家財の損害額
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合
半損	建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水）もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合

（注）1回の地震等による損害賠償会社全社の支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減保険金総額が7兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払されます。（2015年7月現在）

割引制度も
 ご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。

保険料控除

地震保険の払込保険料には、地震保険料控除が適用されます。

用語のご説明

用語	ご説明
保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。あんしんニューダブルでは、建物・家財、設備・什器等がこれにあたります。
被保険者	保険事故が発生した場合に保険の補償を受けられる方をいいます。
保険価額	保険の対象の評価額をいいます。なお、新価基準で算出する再調達価額（新価）と時価基準で算出する時価額があります。
再調達価額（新価）	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
時価額	再調達価額（新価）から使用による消耗分（減価分）を差し引いた金額をいいます。
保険金額	保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことをいいます。

お支払いする保険金および費用保険金

※ここに記載の「保険価額」および「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等は市場流通価額、設備・什器等である明記物件は時価額)

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額										
事故の種類	損害の程度、支払条件等											
損害保険金	<input type="checkbox"/> ①火災 <input type="checkbox"/> ②落雷 <input type="checkbox"/> ③破裂・爆発 <input type="checkbox"/> ④風災・雹(ひょう)災・雪災 <input type="checkbox"/> ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等 <input type="checkbox"/> ⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れ <input type="checkbox"/> ⑦騒擾(じょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 <input type="checkbox"/> ⑧家財の破損・汚損等	1敷地内につき20万円以上の損害が生じた場合 ※保険の対象が耐火造建物の場合は30%、非耐火造建物および動産の場合は60%。 損害額 - 3万円(1個または1組ごと) (家財1個または1組ごとに10万円が限度、かつ1事故につき保険金額が限度) ⑨-a 保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損 建物、家財、設備・什器等(下記貴金属等を除く) 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等(保険証券に明記されたもののみ) ⑨-b 建物内における通貨・預貯金証書の盗難(家財または設備・什(じゅう)器等を保険の対象としたとき) 預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届け出を行い、かつその預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{実損払付割合}^*}$ (保険金額または損害額のいずれか低い額が限度) 同上 ただし、(1事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度) <table border="1"> <tr> <th>保険の対象</th> <th>通貨</th> <th>預貯金証書</th> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>20万円</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>設備・什器等</td> <td>30万円</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </table>	保険の対象	通貨	預貯金証書	家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	設備・什器等	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	保険の対象	通貨	預貯金証書									
	家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額									
	設備・什器等	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額									
	持ち出し 家財保険金	<input type="checkbox"/> ⑩持ち出し家財の損害	旅行等のため一時的に持ち出した家財が日本国内において①～⑦または⑨-aの事故により損害を受けた場合 損害額 (1事故につき、100万円または、家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度)									
	別居者家財 保険金	<input type="checkbox"/> ⑪別居者家財の損害	被保険者、被保険者の配偶者またはこれらと生計を共にする未婚の子が常時居住する日本国内の保険証券記載以外の賃借建物に収容されている家財(1点・1組30万円超の貴金属、宝石等および、通貨・預貯金証書等を除く)が①～⑦または⑨-aの事故により損害を受けた場合 損害額 (1事故につき、200万円または、家財の保険金額×20%のいずれか低い額が限度)									
	水害保険金	<input type="checkbox"/> ⑫水災	建物・家財 イ.損害額が保険価額の30%以上となった場合 上記イ.以外で床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)または地盤面より45cmを超える浸水による損害 設備・什器等 二.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	$\text{保険金額}^* \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\%$ ※保険金額が保険価額を超えるときは保険価額とします 保険金額×10% (1事故1敷地内につき200万円が限度) 保険金額×5% (ハ、とニ.の保険金を合わせ1事故1敷地内につき100万円が限度) 左記ロ.とハ、ニ.との保険金が同時に支払われる場合、保険金の合計額は、1事故1敷地内につき200万円が限度								
			⑬臨時費用保険金 ⑭残存物取片づけ費用保険金 ⑮失火見舞費用保険金 ⑯地震火災費用保険金	①～⑦の事故により保険金が支払われる場合 ①～⑦の事故により保険金が支払われる場合 ①、③の事故により他人の所有物に損害を与えた場合 地震、噴火またはこれらによる津波により次のような火災が発生した場合 a. 保険の対象が建物の場合 保険の対象となる建物が半焼以上となったとき b. 保険の対象が家財の場合 家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象となる家財が全焼となったとき c. 保険の対象が設備・什器等の場合 これらを収容する建物が半焼以上となったとき	損害保険金×30%(専用住宅建物および専用住宅建物に収容される家財は100万円、それ以外の建物および動産については500万円が限度) 実費(損害保険金×10%が限度) 被災世帯数×20万円(1事故につき保険金額×20%が限度) 保険金額×5% (1事故1敷地内につき300万円が限度) ※保険金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。							
	費用保険金	<input type="checkbox"/> ⑰特別費用保険金	①～⑦の事故により、保険の対象が全損(全焼・全壊)となり契約が終了した場合	損害保険金×10%(1事故1敷地内につき200万円が限度)								
		<input type="checkbox"/> ⑱修理付帯費用保険金	①～③の事故で建物、設備・什器等が損害を受けた結果、その保険の対象の復旧に当たり必要かつ有益な費用を当社の承認を得て支出した場合	実費(1事故1敷地内につき、その敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度) ※保険金額が保険価額を超えるときは保険価額とします。								
<input type="checkbox"/> ⑲水道管修理費用保険金		保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の専用水道管の凍結により水道管に損害が生じた場合	実費(1事故1敷地内につき10万円が限度)									
<input type="checkbox"/> ⑳損害防止費用		①～③の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	①保険金額が保険価額×実損払付割合*以上の場合 実費 ②保険金額が保険価額×実損払付割合*未満の場合 $\text{実費} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{実損払付割合}^*}$ ※保険の対象が耐火造建物の場合は30%、非耐火造建物および動産の場合は60%。									
<input type="checkbox"/> ㉑損害賠償請求権の保全・行使に要する費用	当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出した場合	実費										

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 保険契約者、被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 火災等の事故の際の紛失・盗難
- 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難(持ち出し家財を除きます。)
- 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)の盗難
- 運送業者等に託されている間に保険の対象について生じた事故
- 戦争、革命、内乱、暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波(地震保険をご契約された場合および地震火災費用保険金は除きます。)
- 核燃料物質等による事故 など
- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 次のものは保険の対象に含まれず、損害が生じても保険金をお支払いできません。
 (1) 自動車(自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量125cc以下のもの)を除きます。)

- (2) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの(⑨-bに該当する場合を除きます。)
- (3) 商品、製品、半製品、原材料、機械、器具、工具その他これらに類するもの
- (4) 法令により所有または所持が禁止されている物
- (5) データ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑧の事故については、左記に加え下記の損害についても保険金をお支払いできません。
 (1) 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使による損害
 (2) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的故障、機械的故障による損害
 (3) 置き忘れ、紛失によって生じた損害
 (4) 保険の対象の欠陥によって生じた損害
 (5) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
 (6) 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、音色・音質の変化
 (7) 稿本、設計書、ひな型、模型、証書、帳簿等に生じた損害
 (8) 貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品に生じた損害
 (9) 携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品に生じた損害
 (10) 携帯型電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等)およびこれらの付属品に生じた損害
 (11) 自転車および原動機付自転車(総排気量が125cc以下のもの)ならびにこれらの付属品に生じた損害
 (12) 動物および植物に生じた損害 など

● ①～⑨-aおよび⑩の事故による保険金の支払額が1回の事故につき保険金額(ご契約の次年度以降は、自動増額後の保険金額)の全額に達しない限り、保険金額は減額されず何回でもお支払いします。ただし、1回の事故で保険金額の全額を損害保険金としてお支払いした場合は、ご契約は終了し満期返戻金および契約者配当金はお支払いできません。
 (保険料払込方法が一時払の契約で、残存保険期間が1年を超える場合または前納を行っている場合には、所定の方法により計算した額を返還します。)

満期返戻金等の税法上の取扱い

(2015年7月現在)

個人契約の場合、満期返戻金および契約者配当金は次の算式により計算した額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{課税対象額} = \frac{(\text{満期返戻金} + \text{契約者配当金}) - \text{払込保険料の総額} - \text{特別控除額}50\text{万円}}{2}$$

※他に一時所得がある場合は、上記算式の満期返戻金等に合算したうえで上記の計算を行います。なお、上記の取扱いは、今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
 ※ご契約者が法人または個人事業主の場合は、別途お問い合わせください。

ご解約の場合

万が一、ご契約が満期を迎える前に解約される場合は、払込保険料に所定の率を乗じた額を解約返戻金としてお支払いします。この場合、解約返戻金が払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。
 なお、保険期間6年の一時払で満期返戻金支払割合を保険金額の30%とする契約について、保険開始後5年以内に解約をした場合には、20%源泉分離課税の対象となります。
 税額は、次の算式で計算されます。

$$\text{税額} = (\text{解約返戻金} - \text{払込保険料の総額}) \times 20\% (\star)$$

(★) 平成25年分から平成49年分までは、復興特別所得税が加算され20.315%となります。

※解約返戻金が払込保険料の総額を超えない場合は、課税対象となりません。
 ※保険期間5年・10年の契約の解約返戻金および保険期間6年の契約の最終保険年度における解約返戻金については、上記「満期返戻金等の税法上の取扱い」に準じた取扱い(一時所得扱い)となります。

団体扱の場合の注意点

退職・脱退等により、加入されている団体での当社のご契約者数が10名未満になったときは、それ以降初めて到来する保険始期日*以降、保険料および払込方法が変更となります。
 ※保険の始期日から起算した1年ごとの期日